解散公告（第三回）

初倉中央土地改良区は、平成二十三年十一月二十一日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十五日

静岡県島田市阪本一四四九番地の一

清算法人初倉中央土地改良区

清算人代表　柴田　次郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年九月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十五日

長崎市田上一丁目一二番五ソフィア三景台四一九号

特定非営利活動法人保育サービスかぶとむし

代表清算人　大窄　博樹

配当公告

岐阜県中津川市茄子川一六八三番地の一六九

破産者　株式会社トキワハウス

右の者に対する岐阜地方裁判所多治見支部平成二十二年（フ）第二二三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四八三、五八四、九三九円

（内優先債権額　金二五〇、三七〇円）

一、配当することのできる金額

金一四、九五九、五七〇円

（内優先債権額　金二五〇、三七〇円）

平成二十三年十二月十五日

岐阜県可児市広見一丁目一七番地大晃ビル二階

破産管財人　平井　治彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県黒石市大字上十川字大野七番五一番地一一号、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　村元　平十

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十五日

青森県弘前市大字下白銀町一五番地七

相続財産管理人　弁護士　三上　和秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県筑西市奥田二二八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　上野　勘一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十五日

茨城県筑西市甲三八六番地二

相続財産管理人　司法書士　堀江　潔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県行方市次木四三四番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　店曲　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十五日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二三号

カナザワビル五階武田隆志法律事務所

相続財産管理人　弁護士　武田　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市梅田町四丁目七八六番地、最後の住所群馬県桐生市梅田町四丁目七八六番地の一　被相続人　亡　石島　幸治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十五日

群馬県桐生市相生町二丁目三七一番地一ア

ゴラ二一　二F

相続財産管理人　池末　晋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県秩父市寺尾三〇八七番地三、最後の住所埼玉県秩父郡小鹿野町長留三〇五六番地　被相続人　亡　千島茂三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十五日

埼玉県秩父郡小鹿野町長留二七八〇番地

相続財産管理人　坂本　義明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県蕨市中央六丁目五六三三番地、最後の住所埼玉県川口市大字神戸二一二番地の一ウェルハウス神根　被相続人　亡　水内　みや

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十五日

埼玉県さいたま市緑区東浦和五―一五―二一ナイスビル三階三島浩司法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三島　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県茂原市榎神房一五〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鵜澤　久人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十五日

千葉市中央区中央四丁目八番八号　日進ビル七階

相続財産管理人　弁護士　田中由美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市大曲栄町六番一、七番一、八番一、九番、一〇番一、二一番一合併の七、最後の住所川崎市麻生区百合丘二丁目一九番地六第一百合丘ハイツ二〇三　被相続人　亡　田口　初美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十五日

川崎市川崎区榎町一番八号ニッコービル三階　相続財産管理人　弁護士　野村　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市西改田字米野七九番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤田　芳彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十五日

事務所岐阜市杉山町一〇　一ＦＡ号室

山田徹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市港区善南町五二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小坂井　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十五日

名古屋市中村区名駅三丁目二五番九号堀内ビル四階小川総合法律特許事務所

相続財産管理人　弁護士　野田　裕之

第 22 期 決 算 公 告

平成 23 年 11 月 21 日　　埼玉県川口市本蓮１丁目11番21号

応用計測サービス株式会社

代表取締役　堀之内富夫

貸借対照表の要旨　（平成23年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	254,410	流動負債	24,654
固定資産	98,562	（うち賞与引当金）	(2,940)
		固定負債	4,381
		（退職給与引当金）	(4,381)
		株主資本	323,936
		資本金	100,000
		資本剰余金	50,000
		その他資本剰余金	50,000
		利益剰余金	173,936
		利益準備金	3,000
		その他利益剰余金	170,936
		（うち当期純利益）	(33,041)
資産合計	352,972	負債・純資産合計	352,972